

第1 甲の罪責

1. 甲がAのノートパソコンを盗み出したことにつき、窃盗罪(235条)が成立しないか。
 - (1) 甲は、Aが仕事で使用するノートパソコンを売却して現金に変えるつもりで盗み出している。これは、Aのノートパソコンに対する占有を侵害するものである。また、ノートパソコンの占有をAから甲に移す行為である。
 - (2) したがって、甲に窃盗罪が成立する。

第2 乙の罪責

1. 乙が甲の売却依頼を受けて、ノートパソコンを預かったことにつき、盗品保管罪(256条2項)が成立しないか。
 - (1) 「盗品」とは、財産罪によって領得された財物で、被害者が法律上追及することができるものを指す。前述の通り、当該パソコンは甲がAから窃取したものであり、Aは、自己の所有権を理由に財物の追求を行うことができることから、「盗品」といえる。
 - (2) また、乙は甲から売却依頼を受けて当該パソコンを「保管」しているものである。
 - (3) もっとも、乙が甲から保管依頼を受けた際、乙は、当該パソコンが盗品であることを知らず、同罪の構成要件該当性を認識していない。このことから、同罪の故意が欠けるように思える。しかし、故意責任の本質が規範に直面したことに対する非難であることを踏まえると、認識した以後は盗品保管罪の成立を肯定できる。

そして、本罪は、財産罪の被害者の被害物の追求権侵害及び本犯者の事後的援助に対する処罰を目的とする。このことから、保管者が事後的に盗品であることを知り、保管を継続したような場合は、被害者の追求権侵害及び本犯助長的性格が存在しているといえ、責任非難が可能である。本件では、乙は当該パソコンがAのデザイン事務所から盗み出したものと考えつつ、保管を継続したものであるから、盗品保管罪の故意を認めることができる。

- (4) したがって、乙に盗品保管罪が成立する。
2. 次に、乙がAに当該パソコンを50万円で買い戻すよう持ちかけたことにつき、盗品有償処分あっせん罪(256条2項)は成立しないか。
 - (1) 前述の通り、当該ノートパソコンは「盗品」である。
 - (2) 「有償の処分のあっせん」とは、盗品等の有償的な法律上の処分行為を媒介・周旋することである。本件では、乙はAに対して、当該パソコンを50万円で買い取るよう申し付けており、本犯者は甲であるから、乙は盗品の処分を媒介しているものである。このことから、乙は「有償の処分のあっせん」をしたといえる。
 - (3) また、被害者を直接の相手方にする場合でも、被害者による盗品等の回復を困難とし、窃盗等の犯罪を助長し誘発する危険があることから、本罪の処罰根拠が及び、有償処分あっせん罪が成立するものであり、あっせん行為そのものに同危険が存在することから、本罪の成立時期は、あっせん行為がなされたことをもって既遂に達するも

のである。このことから、乙がAに電話して総額50万円で盗品であるパソコンを買い戻すことを約束させたことを持って既遂に達したものといえる。

- (4) そして、乙は盗品である当該パソコンを有償であっせんすることの認識認容があるから、故意が認められる。
 - (5) したがって、乙に盗品有償処分あっせん罪が成立する。
3. 次に、乙がAに虚偽の情報を伝え、50万円を受け取ったことにつき、詐欺罪(246条1項)は成立しないか。
- (1) 乙はAに対して「金を・・・数えて確認したらパソコンを持ってくる」と持ちかけている。これは、乙がAが他人の話信じやすい性格であることを見抜き、Aの現金50万円の処分行為に向けてなされたものである。また、Aは、現金と引き換えに当該パソコンが返ってくるものと思っており、通常引換物が返ってこないことを承知で現金を交付するものではない。このことから、財物の移転の判断の基礎となる重要な事項につき、錯誤があったものといえる。よって、乙の欺罔行為は認められる。
 - (2) また、Aは乙の欺罔行為により、現金50万円を交付したものである。
 - (3) そして、乙はAを欺く目的で上記行為に及んだことから、故意が認められる。
 - (4) したがって、乙に詐欺罪が成立する。
4. 次に、乙がBに当該パソコンの売却を持ちかけたことにつき、盗品有償処分あっせん罪が成立しないか。
- (1) 乙は、盗品であるAのパソコンを売却するため、Bに対して20万円で媒介している。そして、乙は当該パソコンが盗品であること及び有償処分あっせんの認識認容があるから、故意が認められる。
 - (2) したがって、乙に盗品有償処分あっせん罪が成立する。
5. 次に、乙が20万円の売上のうち10万円を甲に伏せ、着服したことにつき、横領罪(252条1項)が成立しないか。
- (1) 乙は、BにAのパソコンを売り20万円を得ており、それを事実上「占有」している。乙からして、同パソコンの価値が変形した現金20万円は「他人の物」である。
 - (2) もっとも、本件で窃盗犯の甲は、当該パソコンの所有権を有しないことから、同現金20万円に対しても所有権を有する訳でなく、両者に委託信任関係が認められないように思える。この点、窃盗犯人の窃盗に対する平穏な占有も保護に値するから、その限度で盗品の委託も保護に値するものである。このことから、甲乙間に委託信任関係が認められる。
 - (3) また、乙が甲への委託の任務を背いて、他人の物を、委託者との信任関係を破って所有者でなければできない処分をしている以上、「領得した」といえる。
 - (4) そして、乙に上記行為の認識認容があるから、横領罪が成立するものである。

第3 罪数

1. 甲に窃盗罪が成立する。

2. 乙に、盗品保管罪、盗品有償処分あっせん罪、詐欺罪、盗品有償処分あっせん罪、横領罪が成立する。この盗品等に関する罪は、保護法益への侵害が共通していることから、包括的に評価すべきといえ、包括一罪となり、これと詐欺罪と横領罪は併合罪となる。

以上